

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【規則】

○ 岡山県庁舎防火・防災管理規則

○ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

## 【訓令】

○ 岡山県職員服務規程の一部改正

（県例規集登載）

財産活用課

新エネルギー・温

暖化対策室

人事課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二十九号

岡山県庁舎防火・防災管理規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県庁舎防火・防災管理規則

岡山県庁舎防火管理規則（昭和三十九年岡山県規則第三十七号）の全部を改正する。

（目的等）

第一条 この規則は、庁舎（岡山県庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号）

第二条第一号に規定する庁舎をいう。別表第一において同じ。）及びその敷地内（以下「庁内」という。）における火災を予防し、及び警戒するとともに、火災及び地震等の火災以外の災害による被害を軽減することを目的とする。

2 庁内における防火管理及び防災管理（以下「防火・防災管理」という。）については、別に定めのある場合のほか、この規則の定めるところによる。

（協議会）

第二条 庁内における防火・防災管理について必要な事項を協議するため、岡山県庁舎防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の消防計画（第十八条第一号において「消防計画」という。）の作成及び当該消防計画に基づく訓練、点検等の実施に関すること。

二 防火及び防災に関する規程等の制定及び改廃に関すること。

三 消防用設備の改善及び整備に関すること。

四 防火及び防災に関する調査、研究及び企画に関すること。

五 防火思想及び防災思想の普及に関すること。

六 その他防火・防災管理に関すること。

3 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、総務部財産活用課長をもって充てる。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）第十四条第一項に規定する主管課の課長

二 教育庁教育政策課長、企業局総務企画課長、警察本部会計課長及び議会事務局次長

(組織)

第三条 庁内に、消防法第八条第一項の防火管理者及び同法第三十六条第一項において読み替えて準用する同法第八条第一項の防災管理者（以下「防火・防災管理者」と総称する。）のほか、火気取締責任者及び点検検査員を置く。

(防火・防災管理者)

第四条 防火・防災管理者は、総務部財産活用課長をもって充てる。

2 防火・防災管理者は、前条の火気取締責任者（以下「火気取締責任者」という。）及び同条の点検検査員（以下「点検検査員」という。）が従事する防火・防災管理上必要な業務（以下「防火・防災管理業務」という。）を統括する。

(火気取締責任者)

第五条 火気取締責任者は、課（岡山県行政組織規則第二章第一節に規定する課、岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則（昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十二号）第三条第一項に規定する課及び岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）第一条に規定する課をいう。第八条第二項及び別表第一において同じ。）の長をもって充てる。ただし、岡山県警察本部に属する課に係る火気取締責任者については、岡山県警察本部長が別に定める。

2 火気取締責任者は、防火・防災管理者の命を受け、防火・防災管理者が別に定める区域内における防火・防災管理業務に従事する。

3 第一項の規定にかかわらず、防火・防災管理者は、防火・防災管理上必要があると認めるときは、別に火気取締責任者を指名し、防火・防災管理者が別に定める区域内における防火・防災管理業務に従事させることができる。

4 火気取締責任者の担当する業務は、別表第一のとおりとする。

5 火気取締責任者は、自らが防火・防災管理業務に従事する区域の入口等の見やすい場所にその所属及び職名を表示しなければならない。

(点検検査員)

第六条 点検検査員は、防火・防災管理者が指名する。

2 点検検査員の区分及び担当する業務は、別表第一のとおりとする。  
(点検検査)

**第七条** 火気取締責任者は、防火・防災管理業務に従事する区域及びその周辺における火気、電気配線、火気を使用する設備器具（第十条第一項及び別表第一において「火気使用設備器具」という。）、電気器具等について、日常的に別表第一に定める点検及び検査（以下「点検検査」という。）を行うものとする。

2 点検検査員は、別表第二に定める基準に従い、点検検査を行うものとする。  
（点検検査の結果の報告及び改善措置）

**第八条** 火気取締責任者は、点検検査の結果改善を要する事項を発見した場合は、これを記録するとともに、速やかに防火・防災管理者に報告しなければならない。

2 点検検査員は、点検検査の結果をその都度記録し、当該記録を保存するとともに、所属する課の長を経由して防火・防災管理者に報告しなければならない。

3 防火・防災管理者は、点検検査の結果改善を要すると認めた場合は、必要な改善措置を講じなければならない。

（報告等の義務）

**第九条** 何人も、防火上又は防災上危険であると思われる事項を発見したときは、その旨を速やかに火気取締責任者又は防火・防災管理者に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合の報告及び措置については、前条第一項及び第三項の規定を準用する。

（火気等の使用）

**第十条** 庁内において、火気、暖房器具又は火気使用設備器具（次項において「火気等」という。）を使用する場合は、その使用区域を担当する火気取締責任者が、あらかじめ防火・防災管理者の承認を得なければならない。

2 庁内において火気等を使用した者は、使用後は残火の始末等確実に火災を防止するための措置を講じなければならない。

（危険の伝達及び火気等の使用の規制等）

**第十一条** 庁内の諸設備について火災発生の危険が切迫していると認めるときは、防火・防災管理者は、その旨を庁舎内の全ての者が認識することができる方法により伝達するものとする。

2 前項に規定する場合において、防火・防災管理者、火気取締責任者その他の防火・防災管理に関する責任者は、火気等の使用等の中止を命じ、又は危険な場所への立入りを禁止することができる。

(放火対策)

第十二条 防火・防災管理者は、庁内に可燃物を放置させない等放火を防止するための措置をとらなければならない。

(危険物の搬入等)

第十三条 大量の危険物を庁内に搬入し、又は庁内から搬出しようとする者は、事前にその旨を防火・防災管理者に報告しなければならない。

(消防団)

第十四条 庁内において火災又は地震等の災害が発生した場合において、被害を最小限度にとどめるため、岡山県庁消防団（以下この条において「消防団」という。）を設置する。

2 消防団の組織及び担当業務は、別に定める。

3 庁内において火災が発生した場合は、防火・防災管理者の要請により、消防団がその担当業務を遂行するものとする。

4 消防団は、地震等の災害が発生した場合は、担当業務を遂行するほか、防火・防災管理者の要請により、庁内における当該災害に係る被害軽減のための業務等に従事するものとする。

(通報)

第十五条 何人も、火災の発生を知ったときは、直ちに消防機関及び防火・防災管理者に通報しなければならない。

(防火・防災教育)

第十六条 防火・防災管理者は、職員に対して防火及び防災に関する教育を行い、職員は、積極的にこれに参加しなければならない。

(消防・防災訓練)

第十七条 防火・防災管理者は、火災及び地震等の災害による被害を最小限度にとどめるため、消火、通報、避難等の訓練を適宜実施するものとする。

(消防機関との連絡)

第十八条 防火・防災管理者は、次に掲げる事項について、常に消防機関と連絡を密にしなければならない。

一 消防計画の提出

二 教育、訓練、助言等の要請

- 三 庁舎及び諸設備の使用を変更する場合の事前連絡及び法令に基づく諸手続
- 四 その他防火・防災管理に関し必要な事項  
(その他)

第十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、防火・防災管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(岡山県庁舎管理規則の一部改正)
- 2 岡山県庁舎管理規則の一部を次のように改正する。  
第五条第一項中「岡山県庁舎防火管理規則(昭和三十九年岡山県規則第三十七号)第九条第一項」を「岡山県庁舎防火・防災管理規則(平成二十七年岡山県規則第二十九号)第五条第一項」に改める。

別表第一(第五条、第六条、第七条関係)

点検検査員		火気取締責任者	従事者	担 当 業 務
施設・設備検	建築物検査員			
消火、警報及び避難のための設備、防火区画、避	庁内の建築物の使用状況の点検検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 火気、電気配線、火気使用設備器具、電気器具等の点検検査並びにこれらの使用及び取扱いに関する監督</li> <li>二 物件の整理及び消防活動に支障のある物件の撤去</li> <li>三 その他火災の予防及び火災又は災害による被害の軽減に関する業務</li> </ul>	<p>所属する課の所属職員が常時就業する執務室(当該課の長が管理する会議室、倉庫等を含む。)内における次に掲げる業務</p>	

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

別表第二（第七条関係）  
一 消防法関係

区分		施設・設備 検査				対 象	周 期		
		備 消 火 設 備	備 警 報 設 備	備 避 難 設 備	備 器 具				
		消 火 器	自 動 火 災 報 知 器 及 び ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備	避 難 は し ご 、 救 助 袋 、 緩 降 機 そ の 他 の 避 難 器 具	そ の 他 の 設 備	外 観 点 検	機 器 点 検	総 合 点 検	
		年二回	年二回	年二回	年二回				
			年一回	年一回	年一回				

巡視検査員	危険物検査員	査員
庁舎内外の整理及び清掃の状況、喫煙用設備（その周辺を含む。）の管理の状況、出入口、通路及び非常口周辺の障害物の状況等の点検検査	消防法第十三条第一項の甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者と連携した危険物の点検検査	難口、避難階段、消火活動上必要な施設、非常電源、防火設備、排煙設備、昇降機設備、通信設備並びに放送設備の点検検査

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

二  
その他

	検査 施設・設備	建築物検査	巡視検査	区分			
	排煙設備等	防火区画、避難口及び避難階段	執務室、会議室等の使用状況及び庁舎の外壁等の状況	出入口、通路及び非常口周辺の障害物の状況、喫煙用設備の状況等 (その周辺を含む。)の管理	対 象		
		年一回	年一回	週一回	外観点検	周 期	
	月一回				定期点検		
	年一回	三年に一回	三年に一回	三年に一回	定期検査		

危険物検査		非常電源	設 要な施	動上必	消火活	
危険物施設			非常コンセント設備	水管	排煙設備及び連結送	誘導灯
週一回						
年一回	年二回	年二回	年二回	年二回	年二回	年二回
	年一回				年一回	



放送設備	昇降機設備
年一回	月一回
	年一回

◎岡山県規則第三十号

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（平成十四年岡山県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条に見出しとして「(温室効果ガス)」を付し、同条に次の一号を加える。

七 三ふつ化窒素

第五十七条第二号ア中「。次号において同じ」を削り、同条第四号中「第十一号」を「第十二号」に、「の合計」を「に当該物質の地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第五項に規定する地球温暖化係数をいう。）を乗じて得た量」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十八年度以降において提出すべき排出削減計画（岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十六号）第百二条第一項に規定する排出削減計画をいう。以下同じ。）について適用し、平成二十七年において提出すべき排出削減計画については、なお従前の例による。

3 平成二十八年度に排出削減計画を提出しようとする者が、三ふつ化窒素について新規則第五十七条第四号に該当する場合における三ふつ化窒素についての同号の規定の適用については、同号中「又は前年度」とあるのは「又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。

# 平成27年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第4号

序 中 一 般  
出 先 機 関

岡山県職員服務規程(昭和三十六年岡山県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

第二十六条中「発生を防止するため」を「予防及び警戒並びに火災及び地震等の災害による被害の軽減のため」に、「置き、それぞれ所属長が所属職員の中から指定する」を「置く」に改め、同条に次の二項を加える。

- 2 前項の火気取締責任者は、本庁にあつては所属長とし、その他にあつては所属長が所属職員の中から指定する。
- 3 第一項の火気取締責任者の担当業務については、岡山県庁舎防火・防災管理規則(平成二十七年岡山県規則第二十九号)に規定する火気取締責任者の担当業務の例による。第二十七条を削り、第二十八条を第二十七条とし、第二十九条から第三十三条までを一条ずつ繰り上げる。

## 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。